

コミュニティ道路整備計画

住民説明会

令和7年3月17日



土木部 道路課 改良工事係
事業担当者 矢島



1. コミュニティ道路整備計画の目的	1
2. 事業予定路線	2
3. 事業完了までのスケジュール（案）	3
4. コミュニティ道路整備の事例	4
5. 前回の意見交換会（R6.11月22日）の振り返り	
(1) A工区	8
(2) B工区	14
(3) C工区	17
(4) D工区	20
(5) 全体に対するご意見	24
6. 再検討案	
(1) C工区	25
(2) D工区	26

質疑応答

1. コミュニティ道路整備計画の目的

目的

生活道路において、人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を推進していくことを目的にしています。

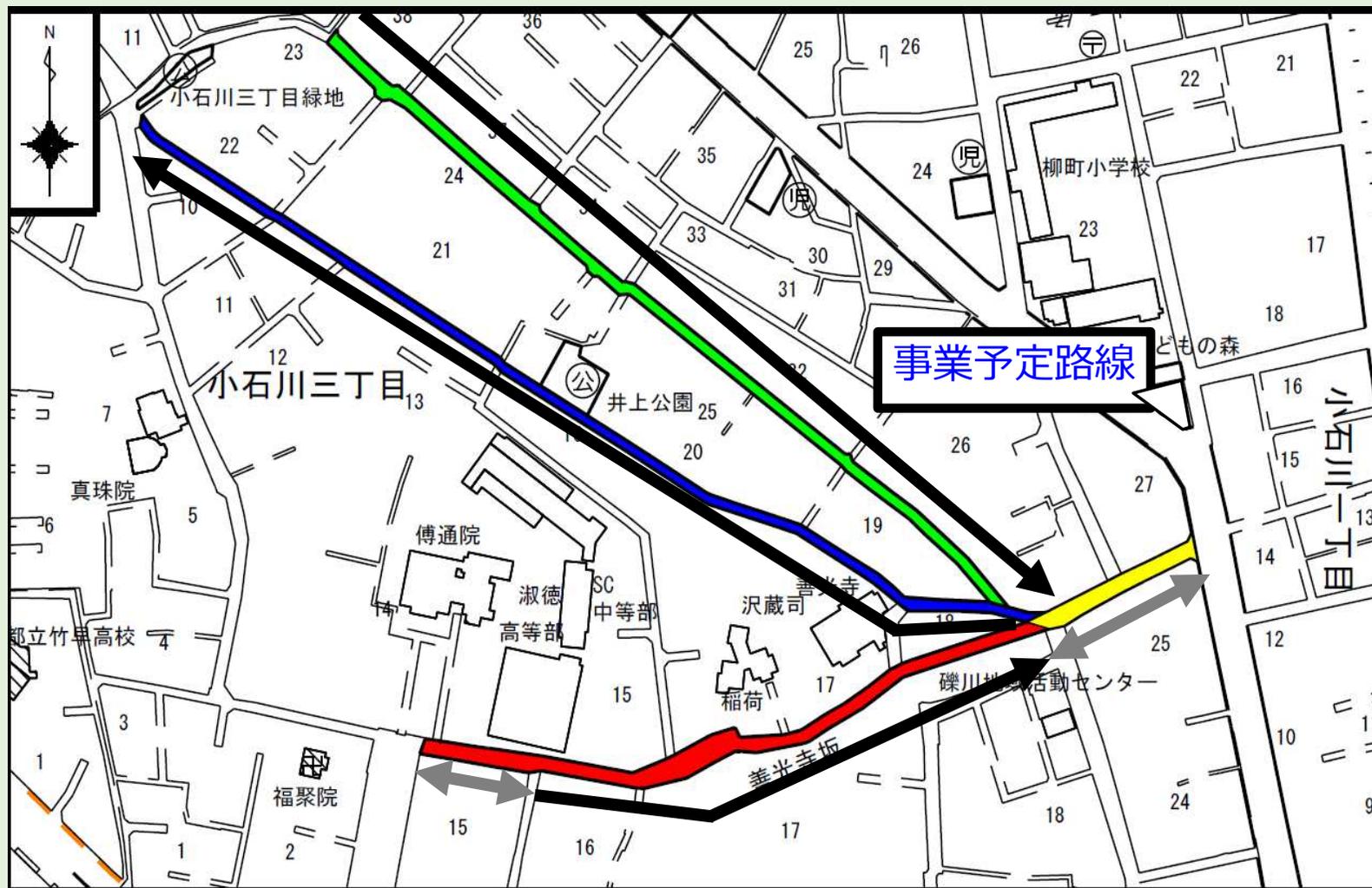


工事件名 コミュニティ道路整備工事(区道第16号線)
工事場所 文京区向丘二丁目2番1号～千駄木一丁目1番
No.2
施工前
株式会社 2022/05/11

工事件名 コミュニティ道路整備工事(区道第16号線)
工事場所 文京区向丘二丁目2番1号～千駄木一丁目1番
No.2
完成
株式会社 2022/07/13



2. 事業予定路線



凡例

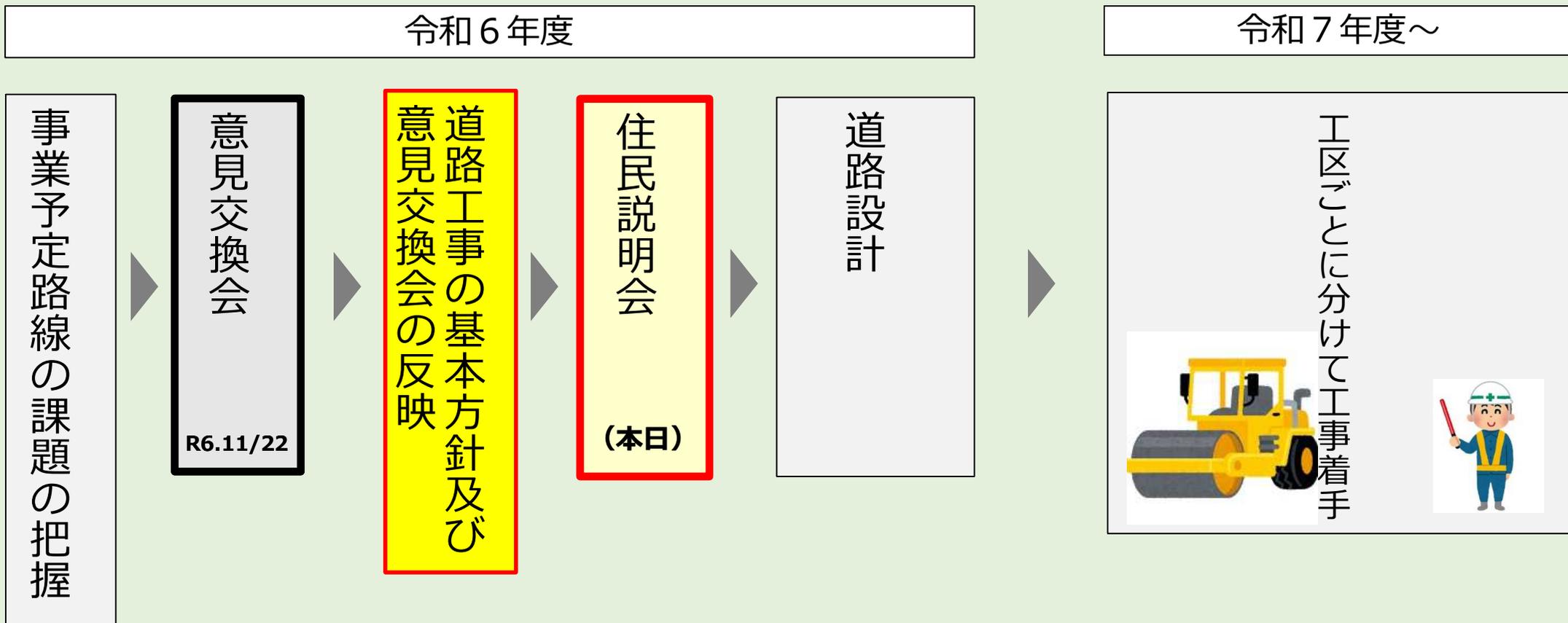
A工区	C工区
B工区	D工区
一方通行	→
相互通行	↔

施工延長

- A工区：約315m
- B工区：約420m
- C工区：約400m
- D工区：約80m

※年間約200~300mを目安に施工予定

3. 事業完了までのスケジュール(案)



4. コミュニティ道路整備の事例

歩行空間における 緑色のカラー舗装

緑色の舗装で車道幅を狭く見せることで、車のスピード抑制を図る手法

施工前



施工後



4. コミュニティ道路整備の事例

交差点部における 赤色のカラー舗装

信号機のない交差点に赤く舗装することで、注意喚起を図る手法

施工前



施工後

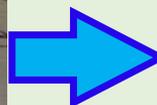


4. コミュニティ道路整備の事例

自転車通行空間

自転車を車道に誘導することで、歩道への侵入を抑制する手法

施工前



施工後

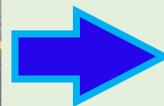


4. コミュニティ道路整備の事例

歩道の拡幅

車道を狭め歩道を拡幅することで、車のスピードの抑制を図る手法

施工前

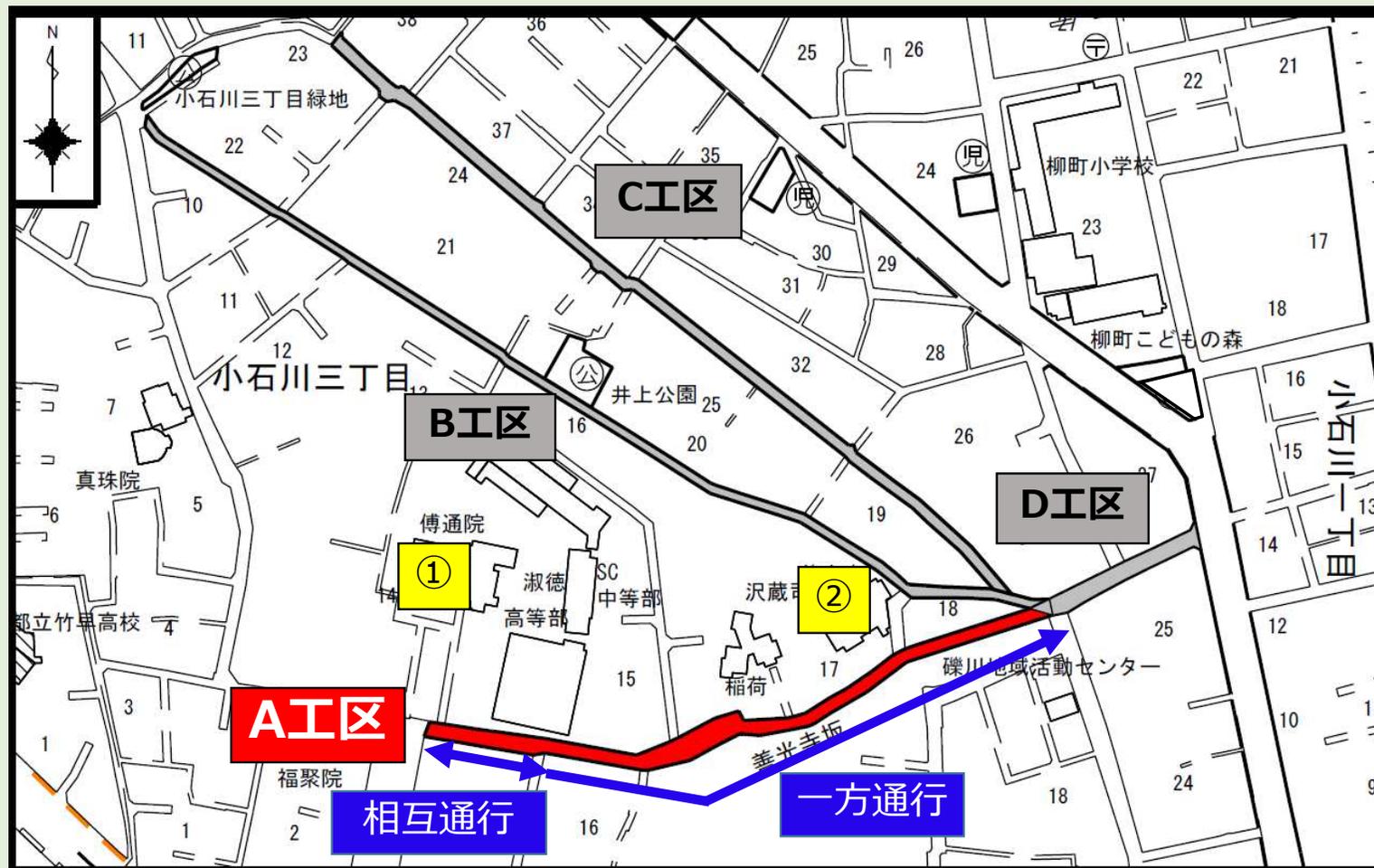


施工後



5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

A工区（片側歩道・相互通行及び一方通行）



5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

歩道の拡幅

→車道を狭め歩道を拡幅することで車のスピードの抑制を図る



※車の出入り箇所については、利用のしやすさ等、考慮して設計してまいります。また、拡幅幅は変更になる可能性があります。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

コミュニティ道路整備計画 住民説明会

- ・ゼブラ状の赤色のカラー舗装

→坂道でのスピード抑制

- ・歩行空間における緑色のカラー舗装

→歩行空間の明確化

- ・自転車通行空間

→自転車通行位置の明確化



※整備イメージのため、色や整備位置などが異なる場合があります。

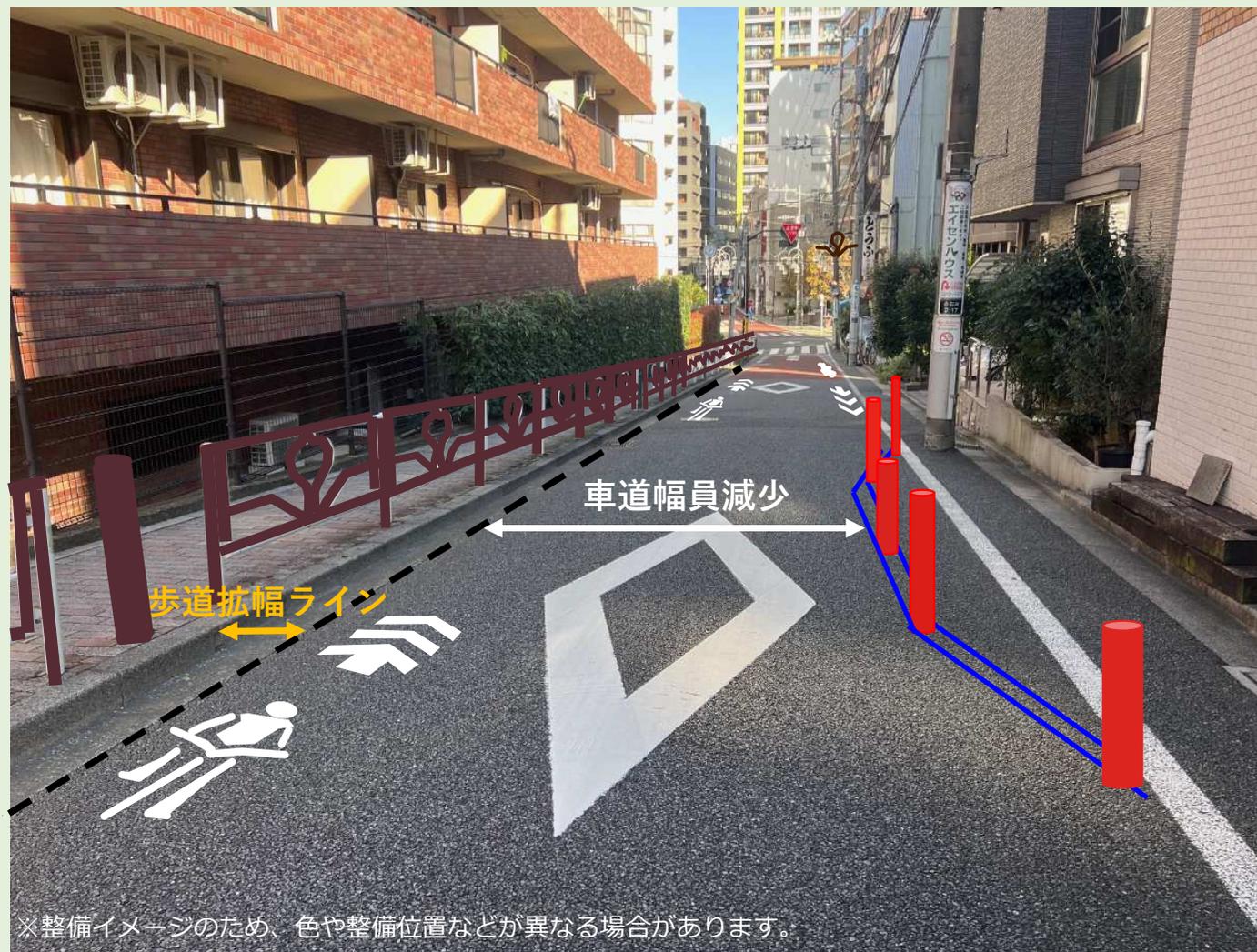
5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

コミュニティ道路整備計画 住民説明会

・狭さく

→車のスピードの抑制

設置イメージ



※整備イメージのため、色や整備位置などが異なる場合があります。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

コミュニティ道路整備計画 住民説明会

防護柵等の変更



5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

- 意見交換会にて様々なご意見をいただきました。代表的なご意見は次のとおりです。

文京区所管

- 自転車のスピード抑制対策は、何か考えていないのか。
⇒自転車のスピード抑制対策は、ハード面での対策が難しいため、路面標示や巻き看板により注意喚起していきます。今回の整備でも同様に対策いたします。
- 車道を狭め歩道を拡幅した場合、自動車と自転車はすれ違えるのか。
⇒現状の車道幅より狭くなりますが、3.0m～4.5mの間で狭める予定のため、すれ違いに支障はないと考えております。

警察所管

- A工区を走行する自転車については、道路の中央を走行した方が安全ではないか。
⇒自転車が車道を走行する際は、自動車と同様、左側通行が基本であり、道路の中心から左端部分の左端によって走行していただきたい。
- 自動車及び自転車が交差点前の「止まれ」のある停止線で止まっていない。
⇒自動車及び自転車は、止まれの停止線で徐行し、停止するのが原則であるためルールを守って走行していただきたい。



※警察所管の内容につきましては、所轄の富坂警察より回答いただいております。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

コミュニティ道路整備計画 住民説明会

・ 交差点部における
赤色のカラー舗装

→交差点内の注意喚起

・ 歩行空間における
緑色のカラー舗装

→歩行空間の明確化

・ 自転車通行空間

→自転車通行位置の明確化



※整備イメージのため、色や整備位置などが異なる場合があります。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

- 意見交換会にて様々なご意見をいただきました。代表的なご意見は次のとおりです。

文京区所管

- 電柱が邪魔になっていて危ないため、無電柱化を検討してほしい。
⇒現在区では、避難所等への救助や物資を輸送するための区道を優先的に整備しています。
そのため、現在のところ、本路線は無電柱化整備対象路線として検討しておりません。

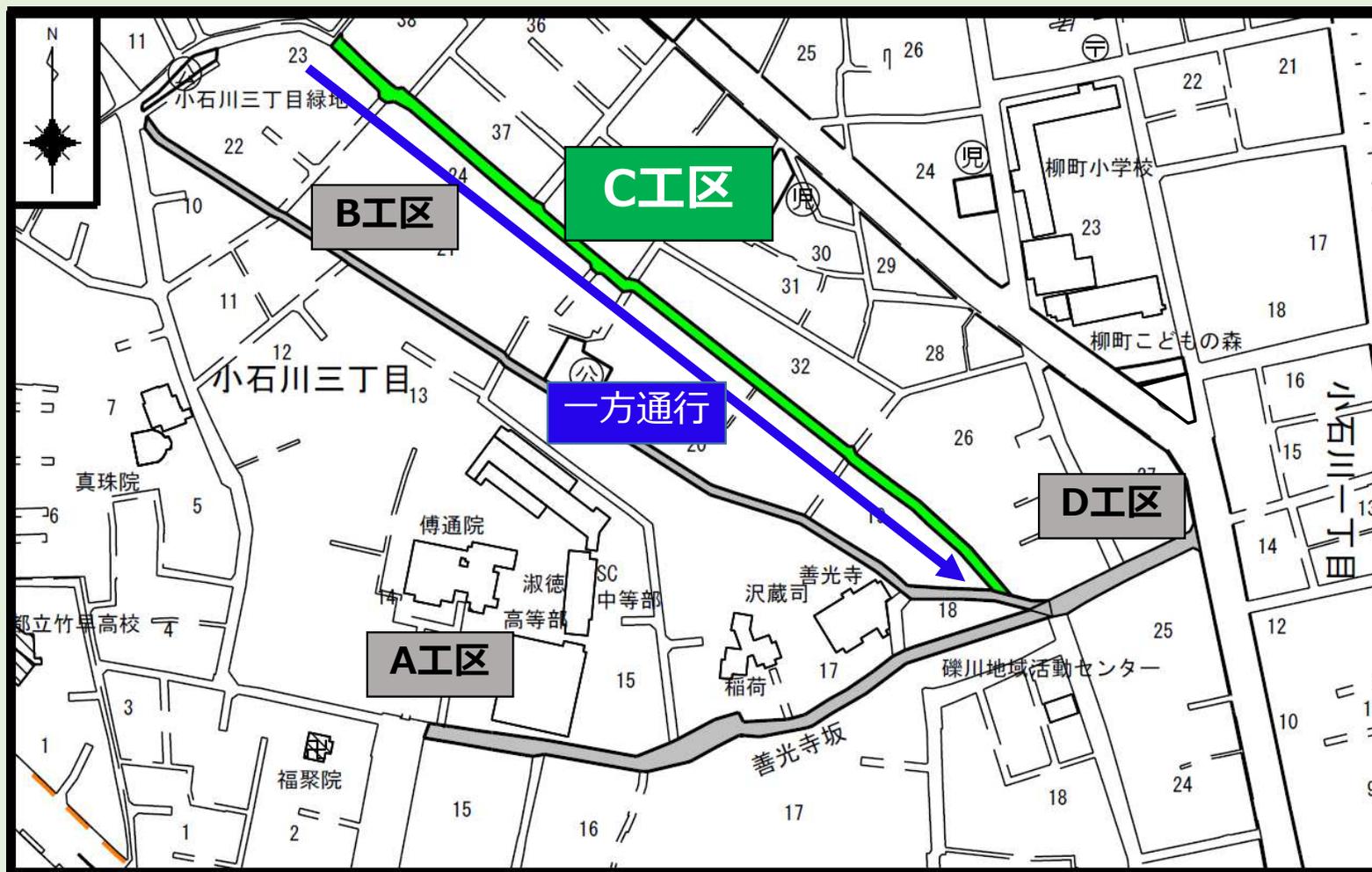
警察所管

- 井上公園前で速度を上げて走行する大型車が通るため、車両の重量規制ができないか。
⇒車両の重量規制については、大型車が頻繁に迂回路として利用していれば検討しますが、当該道路は、迂回路としての利用が少ないため、検討しておりません。

※警察所管の内容につきましては、所轄の富坂警察より回答いただいております。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

C工区（歩道なし・一方通行）



5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

コミュニティ道路整備計画 住民説明会

・歩行空間をひろげる

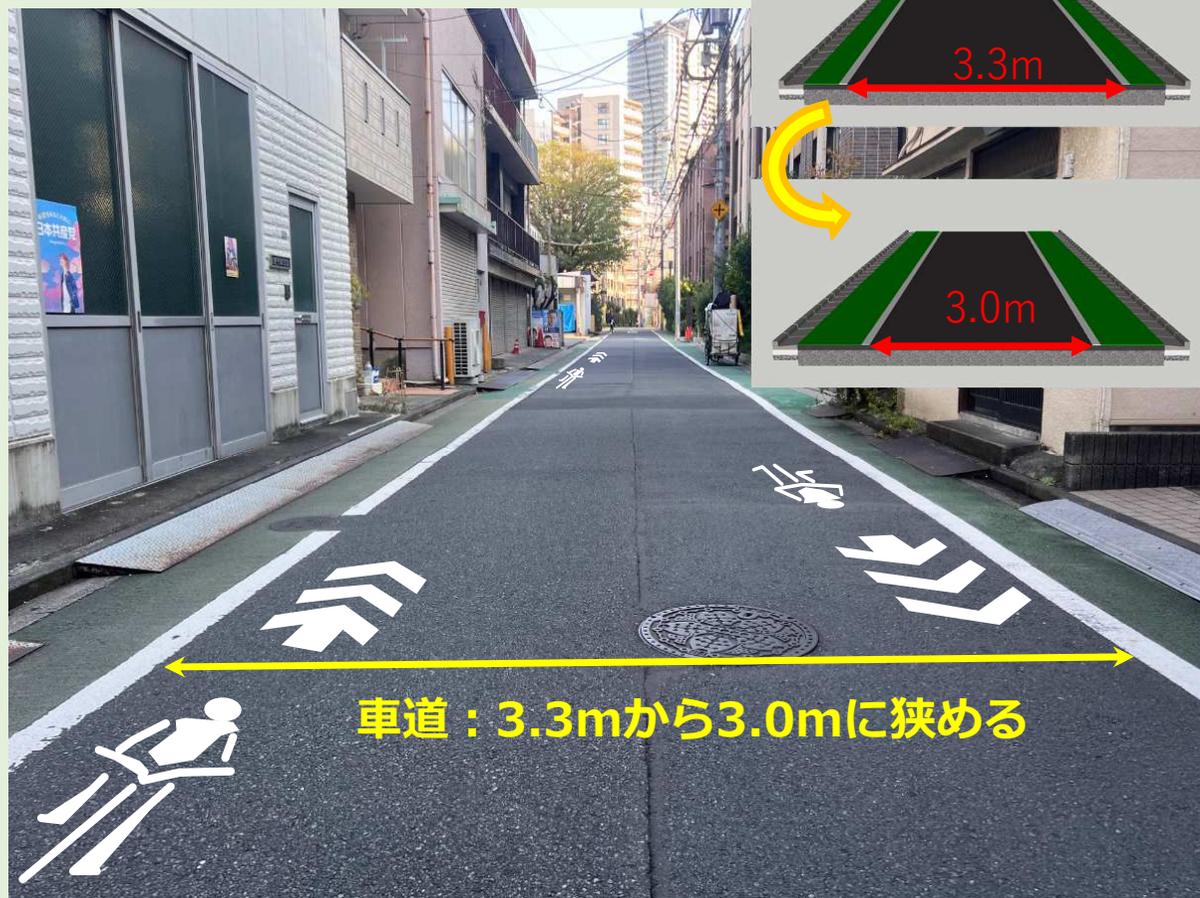
→車道幅を狭めることで、車のスピードの抑制を図ります。併せて、歩行空間の改善を図ります。

・自転車通行空間

→自転車通行位置の明確化

・交差点内における赤色のカラー舗装

→交差点内の注意喚起



5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

- 意見交換会にて様々なご意見をいただきました。代表的なご意見は次のとおりです。

文京区所管

- 新大塚公園前のような波乗り道路に整備できないのか。
⇒波乗り道路は、車のスピード抑制にかなり効果的ではありますが、騒音や振動の問題があります。また、今回のような歩道のない道路では設置が難しいと考えております。
- C工区からD工区の商店街へ向かう大型車が、歩行空間に侵入して危ない。
⇒区の方で対策案を検討いたしました。



警察所管

- 逆走車が多いため、一方通行の出口をわかりやすくしてほしい。
⇒現状、一方通行のための規制標識を2箇所設置しているため、これ以上の整備は考えておりません。
- 一方通行の出口に停止線を新規に設置してもらえないか。
⇒当該箇所に新規の停止線は検討しておりません。

※警察所管の内容につきましては、所轄の富坂警察より回答いただいております。

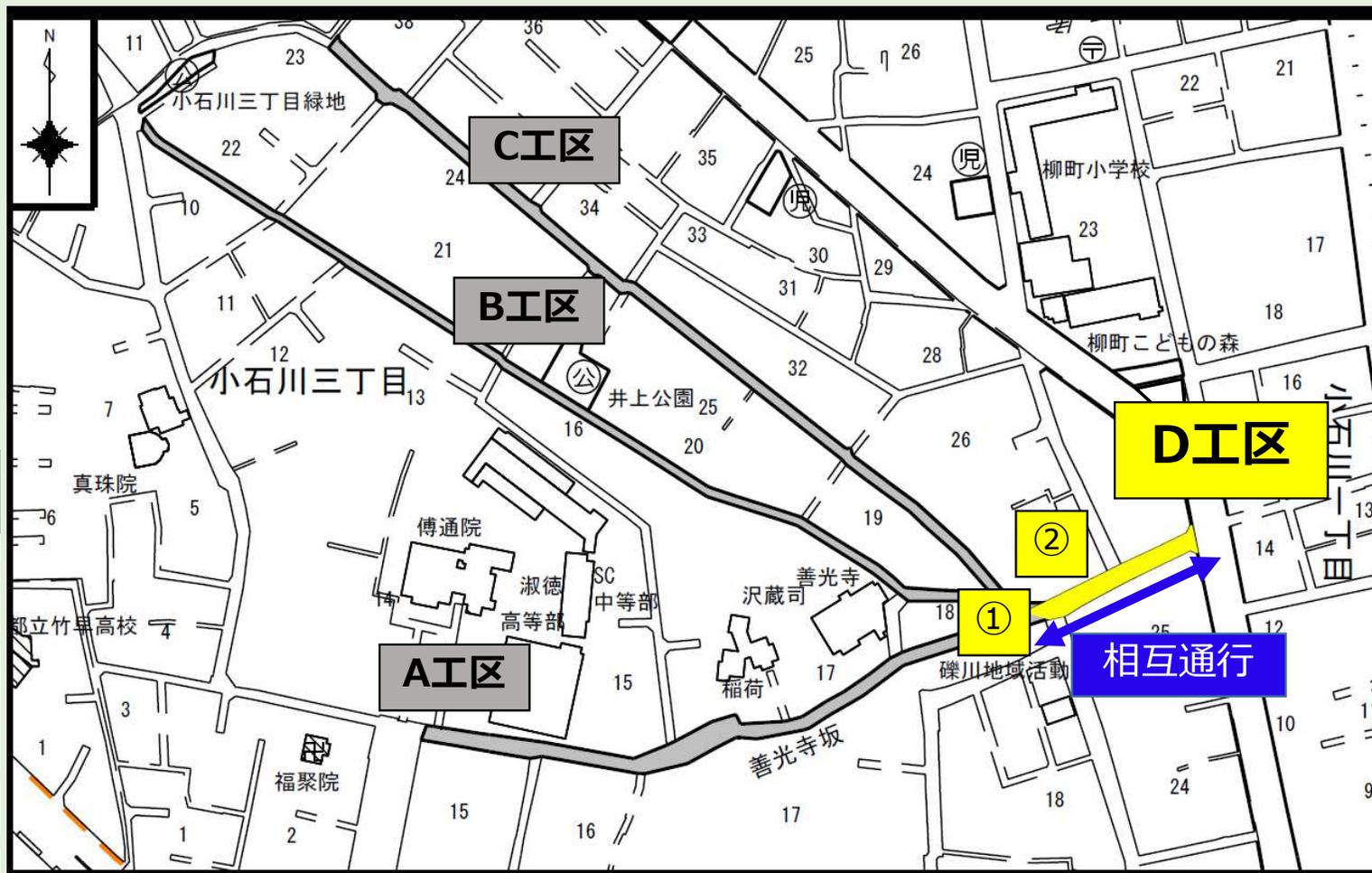
5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

D工区（歩道なし・相互通行・A・B・C工区の交差点）

① 交差点



② 商店街



5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

・ 停止線の前だし

→現状より、左右の歩行者及び
自転車を認知しやすくする。

・ 交差点内における 赤色のカラー舗装

→交差点内の注意喚起

ドライバーからの目線



※整備イメージのため、色や整備位置などが異なる場合があります。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

現況



計画



赤色のカラー舗装の撤去
交差点部にのみ設置すること
で注意喚起を促します。

※整備イメージのため、色や整備位置などが異なる場合があります。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

- 意見交換会にて様々な意見をいただきました。代表的なご意見は次のとおりです。

D
H
区

文
京
区
所
管

- 歩道に自転車が乱立していて、危ないため対策してほしい。
⇒土木部管理課に、自転車が歩行空間に乱立していて危ない旨を伝え、指導の強化を図りました。
- 交差点を改良し、より安全な交差点にできないか。
⇒現状、建物が並んでいるなかで、交差点を改良することは、用地を買収しなければ困難であると考えております。代わりに、この交差点で考えられる事故を想定し、区の方で対策案を検討いたしました。

警
察
署
所
管

- 商店街の16時から18時の車両規制は、不要ではないか。
⇒商店街からの要望で規制しているので、不要という判断であれば、ご相談ください。

※警察所管の内容につきましては、所轄の富坂警察より回答いただいております。

5. 前回の意見交換会（令和6年11月22日）の振り返り

- 意見交換会にて様々な意見をいただきました。代表的なご意見は次のとおりです。

全体

文京区所管

- ハンプを公園前や公共施設の前に設置できないか。
⇒ハンプや波乗り道路は、車のスピード抑制対策としては有効ですが、振動や騒音の問題があります。
- 六角坂は整備対象路線に含まれないのか。
⇒六角坂には防護柵や注意喚起の路面標示が設置されており、すでに安全対策が施されていると考えておりますので、今回の整備対象路線には含めません。
- 景観に配慮した整備にしていだけるのか。
⇒景観部署と協議を進めながら、整備いたします。

※警察所管の内容につきましては、所轄の富坂警察より回答いただいております。

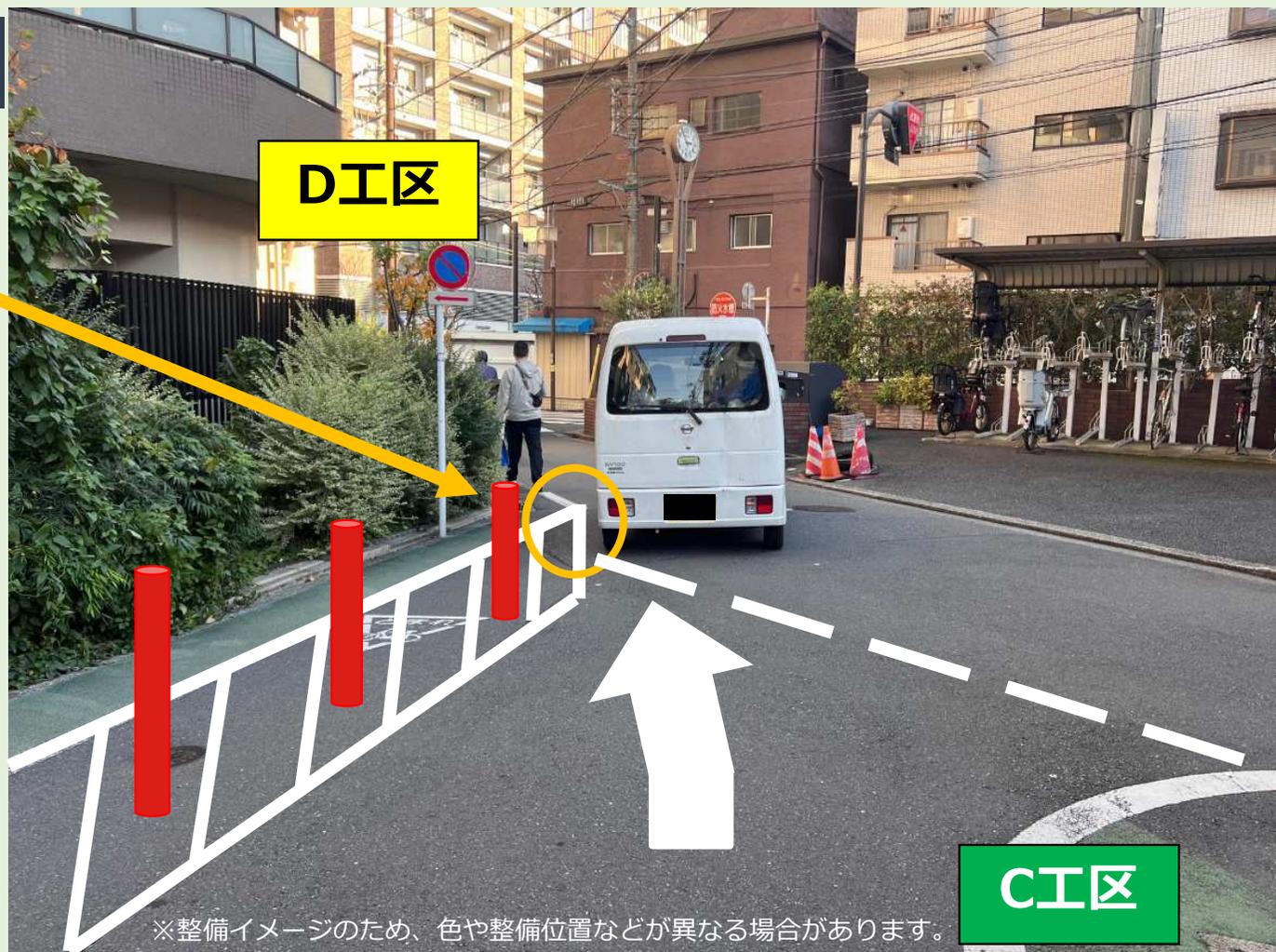
6. 再検討案 (C工区)

ゼブラ白線・直進マーク

→歩行空間への侵入防止

→逆走防止

設置イメージ



6. 再検討案（D工区）

P2（横断防止柵）の設置

→横断歩道に誘導する

設置イメージ



※整備イメージのため、色や整備位置などが異なる場合があります。

質疑応答

整備計画・工事についてお問合せがありましたら
下記までご連絡ください。

【問合せ先】

文京区 土木部 道路課 改良工事係
担当 矢島 翔太(やじま しょうた)
電話 03-5803-1248(直通)
e-mail b451000@city.bunkyo.lg.jp